

南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 業務目的

本業務は、平成 31 年 3 月 29 日付けで内閣総理大臣から認定を受けた地域再生計画である「空き家利活用を核とした移住定住促進プロジェクト」に基づく「南知多町空き家活用による移住定住促進事業」として、空き家所有者や町民などを対象とした空き家利活用セミナーの開催、移住交流に向けたフェア等への出展及び移住交流体験プログラムなどを実施することで、空き家活用による移住定住の促進と関係人口の創出を図るとともに、空き家活用による移住定住の促進を民間ベースで推進していくうえでの問題と課題を整理することで、本町が今後実施する空き家対策と移住定住策の立案に寄与することを目的とする。

2 企画提案競技（プロポーザル方式）採用の理由及び導入効果

全国的に人口減少が見込まれる中、各地方公共団体の移住定住促進事業も活発に行われており、従来の行政による企画内容だけではなく、民間事業者の活力を活用した本町独自の企画も盛り込み差別化を図ることが必要である。

そのため、本業務の実施に当たり企画提案競技（プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）を採用することで、上記の課題に対する創造性や技術力、課題解決力に優れた企画と事業者を選定することができる。

3 業務概要

(1) 業務委託名

南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙、南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約の日～令和 4 年 3 月 7 日（月）

(4) 予算額

5,000,000 円以内（消費税相当額を含む。）

4 主催及び事務局

(1) 主 催

南知多町役場

(2) 事務局

総務部 まちづくり推進室 空き家対策係

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話番号 0569-65-0711（代表）内線 324

FAX 番号 0569-65-0694

E-Mail chiiki@town.minamichita.lg.jp

5 企画提案事業者説明会

本プロポーザルについて説明会を、下記の日程により開催する。なお、新型コロナウイルスまん延防止対策の観点から、参加者についてはマスクを必ず着用するものとする。また、説明会への参加は任意とし、参加の有無が契約候補者の選考に影響を与えることはなく、企画提案事業者説明会にて事業者から出された質問については、後日、メールにて企画提案事業者説明会への参加申込書を提出した事業者に回答する。

- (1) 開催日時：令和3年5月13日（木） 午後2時～
- (2) 開催場所：南知多町総合体育館 サブアリーナ
- (3) 申込方法：企画提案事業者説明会参加申込書（様式第3号）を令和3年5月13日（木）正午までに役場まちづくり推進室へ提出。（メール、FAX可）

6 プロポーザル参加意向申出

本プロポーザルに参加意向がある企画提案事業者はプロポーザル参加意向申出書（様式第1号）に事業者概要書（様式第1号の1）を添付の上、以下により事務局へ提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年5月18日（火） 午後5時まで
- (2) 提出方法：持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 回答方法：南知多町入札参加資格等を確認のうえ、提案資格確認結果通知書（様式第2号）を送付する。

7 質問の受付

実施要領の内容について不明な点がある場合は、質問書（様式任意）を以下により事務局へ提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年5月17日（月） 午後5時まで
- (2) 提出方法：電子メールに限る。（電話、FAX不可）
- (3) 回答方法：提出された質問及び企画提案事業者説明会における質疑応答に対する回答は、電子メールで全ての参加意向申出事業者へ令和3年5月21日（金）午後5時までに行う。

8 契約候補者の選定方法

公募型によるプロポーザル方式により選定する。

9 企画提案書の策定要領

- (1) 提出する書類の規格はA4版、片綴じ・横書き・両面印刷とする。
- (2) 企画提案書本体は、表紙・目次・裏表紙を除く15ページ以内に収めること。なお、A3版はA4版2枚と数える。

- (3) 企画提案書は、1社につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景などの提案趣旨を明確に示すこと。
- (4) 別紙「南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、企画提案書には概ね以下のような内容を記載する。

【企画提案書の構成】

- ① 本業務に対する企画提案（企画提案書本体）
- ② 会社概要
- ③ 本業務に係る実施体制（※1）及び配置予定者（所属・氏名・年齢・実務経験年数（※2）・本業務の担当・役割・取得資格など）
- ④ 見積書（※3）
- ⑤ 過去5年間での同種・類似業務の受託実績及び作成したパンフレット等

※1 業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託を予定する業者名及び再委託する業務の内容を記載すること。

※2 実務経験年数は、同種・類似の調査研究分野における経験年数を記入すること。

※3 見積書は、提案する業務について、総額とともに業務内容や積算根拠など具体的な内訳を記載すること。

なお、製本1部のみ契約権限受任者印を押印し、他は複写可とする。

(5) その他

- ① 企画提案書は、許可なくほかに公表、貸与、使用はしない。
- ② 提出物は返却しないものとする。

10 企画提案書の提出

企画提案書は、以下により事務局へ提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年5月24日（月）午後5時まで
- (2) 提出部数：企画提案書8部 会社概要8部
- (3) 提出方法：持参又は郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

11 企画提案の選考

(1) 一次選考

- ① 選考方法：提出された企画提案書などの提出書類により選考する。
- ② 結果通知：選考の結果については、令和3年5月26日（水）までに文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

(2) 二次選考

- ① 選考方法：企画提案書などの提出書類及びプレゼンテーションの内容により選考する。
 - ② 開催日：令和3年6月9日（水）（時間、場所などの詳細は、別途通知する。）
 - ③ 発表時間：30分程度（20分以内のプレゼンテーションの後、10分以内の質疑応答を行う。）
 - ④ 発表方法：原則として令和3年5月24日（月）までに提出した企画提案書の内容に基づいて行う。
- ※ パソコン、プロジェクターを使用する場合は、企画提案書提出時までに事務局へ申し出ること。
- ⑤ その他：プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる担当者のみとし3名以内とする。
 - ⑥ 結果通知：選考の結果については、令和3年6月11日（金）までに文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

12 審査項目

審査項目		全体に占める割合	評価基準
1	業務経歴	6/100	別紙1 (1) 参照
2	業務実施体制	12/100	別紙1 (1) 参照
3	企画提案に対する評価	77/100	別紙1 (2) 参照
4	見積金額	5/100	委託金額上限を基準に算出

13 審査方法

- (1) 一次選考は、事務局にて審査を行う。
- (2) 二次選考は、町職員で構成する選考委員会により、各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- (4) 審査項目1・2の評価基準については、別紙1(1)のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。
- (5) 審査項目3の評価基準については、別紙1(2)のとおりとし、選考委員会が評価点数を算出する。
- (6) 審査項目4の評価については、事務局が標準偏差を用いて評価点数を算出する。

14 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画を提案した事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選定する。

また、本プロポーザルは、企画提案事業者が1者であっても成立するものとする。ただし、契約候補者に選定された企画提案事業者との契約締結を保証するものではない。

15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為など、選考委員会が失格であると認めた場合。

16 企画提案にあたっての注意事項

- (1) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については契約時に定める。
- (2) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本町と企画提案事業者との協議によって契約締結段階に項目の追加、変更、修正又は削除を行うものとする。
- (3) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において、提案書と別の資料を提示することは可とする。また、企画提案事業者多数の場合は、提出書類の内容に基づく一時審査によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。

17 企画提案に要する経費

企画提案書などの作成経費、旅費など企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

【南知多町空き家活用による移住定住促進事業に係る業者選定事務フロー】

令和3年5月7日（金）	南知多町空き家活用による移住定住促進事業に係る企画提案 競技の公募開始
令和3年5月13日（木）	企画提案事業者説明会
令和3年5月17日（月）	実施要領の内容についての質問の提出期限
令和3年5月18日（火）	プロポーザル参加意向申出書の提出期限
令和3年5月21日（金）	実施要領の内容についての質問の回答
令和3年5月24日（月）	企画提案書等の提出期限
令和3年5月26日（水）	一次選考結果の通知発送（予定）
令和3年6月9日（水）	二次選考による企画提案のプレゼンテーション（最大3者）
令和3年6月11日（金）	企画提案事業者へ選考の結果について通知発送（予定）
令和3年6月17日（木）	選定業者と仕様等の協議後、契約締結（予定）

<別紙1>

南知多町空き家活用による移住定住促進事業に係る企画提案競技審査基準

(1) 業務経歴・業務実施体制に関する評価

評価項目	評価ポイント		判定基準	評価基準点
業務経歴	同種・類似業務の実績 (実績有無、件数など)		過去5年以内に次の業務のうち、受託実績が1回以上あるか。 ①空き家利活用セミナーの企画・運営 ②移住交流フェア等への出展 ③移住交流体験プログラムの企画・運営 ※業務実績がない場合は評価対象としない。	6点 3業務以上 5点 2業務以上 3点 1業務以上 0点 実績なし
業務実施体制	業務担当責任者	同種・類似業務の実績 (実績有無、件数など)	業務担当責任者は過去5年以内に同種・類似業務の実績がある。 ※業務実績がない場合は評価対象としない。	6点 4業務以上 5点 3業務以上 3点 2業務以上 1点 1業務以上 0点 実績なし
	事業所の体制		愛知県内に本社または支店を設置しており、地理的に迅速な対応が可能である。(営業所は除く。)	6点 常駐 0点 常駐でない
小計 18 点満点				

(2) 企画提案に対する評価

評価項目	評価事項	評価基準点				
		特に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①業務の計画・準備	本町の空き家活用と移住定住における問題と課題を整理したうえで、作業を効率的に実施できる内容か。	7	5	3	1	0
②空き家利活用セミナー	参加者を見込める工夫があるか。	7	5	3	1	0
	空き家の利活用を促進する内容か。	7	5	3	1	0
	空き家の利活用を民間ベースで促進することにつながる内容か。	7	5	3	1	0
③移住交流フェア等	目的、ターゲットが適切に設定され、効果の期待できる内容か。	7	5	3	1	0
	参加者から移住定住に関するニーズを引き出すことができるか。	7	5	3	1	0
	出展内容は、移住者及び関係人口の確保が期待できる内容か。	7	5	3	1	0
④移住・交流体験プログラム	移住定住及び関係人口の創出に役立つ内容か。	7	5	3	1	0
	空き家の利活用を考慮した内容か。	7	5	3	1	0
	民間事業者による実施が可能な内容か。	7	5	3	1	0
⑤令和4年度以降の計画案の作成	空き家の利活用と移住定住を民間ベースで促進する内容を検討できる体制か。	7	5	3	1	0
小計 77 点満点						

様式第 1 号

プロポーザル参加意向申出書

令和 年 月 日

南知多町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで公告された下記プロポーザルに必要書類を添えて参加を
申し込みます。

なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 件 名 南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託
2. 必要書類
事業者概要書（様式第 1 号の 1）

連絡担当者
所 属
氏 名

電 話
F A X
E-mail

様式第1号の1

事業者概要書

会社名	
代表者の職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ホームページ	
創業年月日	
資本金	
従業員数	
主な業務実績	
担当者の職・氏名	
その他特記事項	

※記入できない場合は、レイアウトの変更をしてください。

様式第2号

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称

南知多町長 石黒 和彦

令和 年 月 日付けで公告された下記プロポーザルについて、提案資格確認結果を通知します。

記

1. 件名 南知多町空き家活用による移住定住促進事業業務委託
2. 履行場所 南知多町大字 豊浜 地内
3. 提案資格の有無
 - (1) 有の場合、資格を有することを認めます。
 - (2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。
理由：〇〇のため

事務局
担当者
電話
FAX
E-mail

様式第3号

企画提案事業者説明会参加申込書

令和 年 月 日

会社名	
担当者名	
電話番号	

令和3年5月13日に開催される企画提案事業者説明会へ下記の者の参加を申し込みます。

所属・役職	氏名	備考

※参加人数は1企画提案事業者につき2名を上限とします。